

# 認定事例

(災害補償課)

## 消火作業中にガラス片で指を負傷して、 傷病の治ゆ後に左中指 DIP 変形性関節症を発症した事案 (該当)

### 1 災害を受けた者

A県B村消防団 団員  
災害発生当時37歳 建設業

### 2 災害発生日

N年1月3日

### 3 災害発生状況

被災団員は、被災当日、建物火災に出動し、その消火作業に従事中、ガラス片で左手中指を切り負傷した。

### 4 傷病名

- (1) 初発傷病 左手第3指切傷
- (2) 再発傷病 左中指DIP変形性関節症(左中指ヘバーデン結節)

### 5 療養経過等

N年1月3日の受傷後、縫合処置を行い、消毒等通院し同月9日に治ゆした。

### 6 再発に至った経緯

治ゆして数年経過後、縫合部分の関節が少しずつ肥大してきたが、痛みもなかったため気に留めず仕事も休むことなく生活していたが、更に肥大化が進み、痛みを伴うようになり、仕事や生活に支障が出始めたことから、治ゆから15年経過後の6月13日に受診し、左中指DIP変形性関節症(左中指ヘバーデン結節)と診断された。

### 【説明】

公務上の傷病については、一定の期間をもって治ゆ(又は症状固定)することになるが、いったん治ゆの状態に至った公務傷病がその後自然経過の中で再び発症する場合がある。これが公務以外の原因によるものでないと認められ、公務傷病が増進すると現在の症状が現れるという関係(相当因果関係)が医学的に認められるときには、これを認定実務上、公務

傷病の“再発”として取り扱われ、現症状については療養補償の対象となるものである。

本件の場合、公務傷病である左第三指切傷がいったん治った後に、自然的経過により悪化し、左中指DIP変形性関節症(左中指ヘバーデン結節)を発症したと認められるかどうかポイントであるが、医学的知見によると、レントゲン画像から、中指にのみ変形が顕著に現れていることが確認できる。ヘバーデン結節は加齢による変化であるとされているが、加齢のみが原因であれば他の指も変形が進行するはずであるため、本件の場合外傷が強く影響し、当時の負傷部位に関節炎を発症した可能性が考えられる。

外傷による関節炎の発症の原因は、骨折や腱の断裂などにより関節面がずれることによるものと、傷口から入り込んだ雑菌によるものの2つがあり、受傷当時、縫合後の洗浄や処置が適切になされなかったために関節炎を発症することは十分にあり得る。

また、雑菌による関節炎がゆるやかに発症した場合、大体5年くらいで関節の変形が起きてくるため、受傷から数年経過後縫合した部分の関節が少しずつ肥大してきたという本人の主訴とも矛盾しない。

関節炎によって関節に変形が生じると、関節が動く間は痛みが出るが、関節の変形や肥大が進むにつれ、動かなくなると痛みが少なくなるため、今回の手術が必要になるまで放置してしまっただと考えられる。ただ、この放置という点に本人の責任を感じなくもないが、担当医が縫合時、将来の関節炎の発症のおそれをきちんと本人に説明していたかどうか今となってはわからないので、本人の責任と言

# 認定事例

い切るのは難しいだろう。なお、今回、関節固定術を施したのも痛みを軽減するためであると考えられる。

事故から15年も経過している以上、前述のとおり加齢や放置など他の要因が発症に影響している可能性も否定できないが、今回の発症部位が当時のカルテに記載された負傷部位

と一致することからみて、平成N年の事故による負傷が、今回の発症の有力な原因となった可能性は高いものと考えられる。

以上のことから、本件は、公務（初発）傷病と相当因果関係をもって発症した傷病と認められることから、公務傷病の再発に該当すると判断したものである。